

商工会は行きます。聞きます。提案します。

さぼ〜と



第 53 号 南丹市商工会だより

発行者

南丹市八木町八木東久保 28-1

南丹市商工会

Tel 0771-42-5380 Fax 0771-42-5734

まずもって、熊本を中心とした震災で多くの方が亡くなられた今もなお避難生活を余儀なくされています被災を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、南丹市地域では新緑のまぶしい好季節がやってきました。山々も新緑に映える中、平成 28 年度南丹市商工会通常総代会を開催し、滞りなく全議案を承認いただき新年度がスタートしました。平成 27 年度は地方創生事業でのプレミアム商品券による消費喚起を中心に各種事業を実施してまいりました。本年度も経済再生を推進するために「地域総合経済団体」として、会員企業のニーズや地域の変化を感じ取り事業活動を推進していく所存です。会員の増強や財政基盤の強化は商工会活動の中でも基本となっておりますので、支援体制の強化とともに皆様のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。総代会資料につきましては近日中に職員が持参しますので、ご質問などございましたら何なりとお問い合わせ願います。また、下記の通り補助メニューも出始めております。南丹市商工会のホームページのリニューアルと併せてご確認ください。また今年度は経済センサス活動調査が、全産業分野で実施されます。売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにし、また事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的として行われ各種施策に利用されます。その折には皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

来春の消費税率アップは震災の影響もあり今後の動きに注目が集まっていますが、需要は伸びているとの情報もあります。今後の動きに注目しながら支援活動を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

夏季軽装を実施中です。

<実施期間>5月2日（月）～10月31日（月）

- 地球温暖化対策及びオフィスの省エネ・節電の観点から、軽装で執務を行っております。ご来訪の方にも軽装のままご対応させていただくことがありますが、上記趣旨をご理解の上ご協力よろしくお願いいたします。

平成28年度第9回通常総代会を開催

平成28年5月13日(金)午後2時より、南丹市日吉町生涯学習センター「遊 you ひよし」において、平成28年度第9回通常総代会が開催されました。



定刻の14時に開催が宣せられ、武田商工会長の開会挨拶の後、ご来賓の姫野南丹広域振興局副局長並びに松田南丹市副市長及び小中南丹市議会議長、片山京都府議会議員、沖田京都府商工会連合会長からご祝辞をいただきました。

また、議長選出においては日吉町の南口巧一氏が指名され、総代会資料に基づき議案審議に入りました。

第1号議案「平成27年度事業報告並びに収支決算書承認の件」第2号議案「平成28年度事業計画(案)並びに収支予算(案)決定の件」第3号議案「平成28年度借入限度額並びに借入先決定の件」、原案通りに承認・決定をいただきました。

次いで、出野副会長より閉会の挨拶が述べられ、午後3時46分平成28年度第9回通常総代会を閉会しました。なお、総代会において、ご質問や要望等ご意見をいただきましたことは、今後検討してまいります。

理事・総代の皆様、ご多忙中のところ通常総代会にご出席を賜り誠にありがとうございました。

中小企業知恵の経営ステップアップ事業のご案内



京都府と南丹市商工会では、厳しい経営環境にある中小企業の方々や商店街団体を支援する「中小企業知恵の経営ステップアップ事業」制度を実施致します。この事業は、商工会経営支援員(中小企業応援隊)の支援策として、本事業主旨に沿ってみなさんが平成28年度に実施される取組み(事業)に必要な経費の一部を補助し、応援しようとするものです。

*補助対象者

南丹市内に事業所(団体)等を有する中小企業等及び商店街団体。

ただし、平成27年度に「中小企業知恵の経営ステップアップ事業」を実施した企業は、原則対象外

***対象となる事業**

平成28年4月1日から平成28年12月31日までの間に実施する、中小企業応援隊の伴走支援により、経営安定と成長に向けた中小企業等が実施する業務改善等やイノベーションに繋がる工夫を凝らした取組、商店街団体が実施する売上向上を目指す取組を支援するもの

- ◆ 経営改善計画遂行に向けた取組、商品の販売促進の取組に係る経費など
 - ・ 展示会出店費用、ブース造作料
 - ・ のぼり旗等の作成経費
 - ・ 新聞折込み、チラシ作成、ホームページ作成に係る経費
 - ・ 集客増加を目指す事務所等の修繕経費・備品等の購入経費
- ◆ 省エネルギー対策等のコストダウン対策に関する経費
 - ・ 作業効率を大幅に向上させる機器導入など
- ◆ 固定客を生み出すような商店街の実施するイベント経費など
 - ・ 売り出し等チラシ、イベントなどの粗品に係る経費

***補助額**

項目	対象		補助率	補助上限
(1) 経営改善型	中小企業等	小規模企業*	3分の2	200,000円
		中小企業(小規模企業除く。)*	2分の1	300,000円
		中小企業を構成員とする団体等*	3分の2	200,000円
	商店街団体		3分の2	200,000円
(2) 起業支援型	創業予定者、中小企業等		3分の2	200,000円

※ 別途専門家派遣も可能

* 受付期間 平成28年6月1日(水) ~ 平成28年11月30日(水)

(商工会の枠が終了次第、受付を終了させていただきます。)

※ 公募要領・申請書類等は南丹市商工会ホームページからダウンロードできます。

★ 詳細については、商工会までお問い合わせください。

【 第19回～丹後・丹波・山城～京の味めぐり・技くらべ展 出展者募集 】

京都府内の各種地場産品等の普及・啓発と販売の拡大を図るため、下記のとおり「第19回～丹後・丹波・山城～京の味めぐり・技くらべ展」が開催されます。京都大丸で自慢の逸品を販売してみませんか？

1 会 期：平成28年9月7日(水)～9月12日(月)

2 営業時間：午前10時～午後8時(最終日閉場午後5時予定)

3 会 場：大丸京都店7階催会場

4 出展基準（出展事業者は、以下の各基準に適合していること。）

- ① 京都府内に店舗（本店）を置き、京都の地場産品の生産、加工、販売を行っている事業者
- ② 所轄税務署、保健所等に対して事業に必要な許可、認可を受けるとともに、登録、届出を行っている事業者
- ③ 原則として、販売員を会場に派遣できる事業者
- ④ 会期中は百貨店の社員の一員とみなされますので、そのことを自覚し行動頂ける事業者
- ⑤ 反社会的勢力ではないこと

5 販売手数料

- ① 小間料…販売台1小間分につき20,000円（消費税込）
- ② 歩率…消費税抜の売上高に下記パーセンテージを掛けた金額。

実演茶屋は什器使用料として20,000円を加算します。

区分	販売方法	展示即売	実演販売
加工食品・農林水産物		売上高の15% （協議会運営手数料3%含）	売上高の13%+ 実演什器使用料20,000円 （協議会運営手数料3%含）
工芸品・染織品		売上高の18% （協議会運営手数料3%含）	売上高の15%+ 実演什器使用料20,000円 （協議会運営手数料3%含）

4 申込締切：平成28年6月17日（金）

★詳細については、商工会までお問い合わせください。

京都キラ星企業の新商品展示商談会について

今秋、東京ビックサイトにて開催される「第20回グルメ&ダイニングスタイルショー秋2016」（以下、「スタイルショー」という。）の会場内に、京都府商工会連合会が出展ブースを確保し、商談会を開催します。

「スタイルショー」は、国内でも有数の展示・商談会であり、有名百貨店やコンビニエンスストア、また商社等のバイヤーが会場を訪れます。京都府ブースは、府内商工会地域の特産品等を展示し、あらためてバイヤーに気づいてもらう格好の機会です。

新商品の開発・改良の取り組み、新たな取引先の開拓に取り組まれている出展事業者を募集します。

(※)「特産品等」の中には、キッチン・調理用品、テーブルウェア(陶磁器・漆器等)、箸、テーブルクロス・ランチョンマット等の食に関わる生活雑貨も含むこととします。
なお、「展示・商談会」のため、「販売」はできません。

- ◆会期:平成 28 年 9 月 7 日(水)～9 日(金) 10:00～18:00(最終日は 17:00 まで)
- ◆会場:東京国際展示場(東京ビッグサイト) 東展示棟 東 3 ホール
東京都江東区有明 3-11-1 TEL: 03-5530-1111
- ◆出展料:無料(但し、商品等の搬送費及び旅費等については、各出展事業者負担)
- ◆申込締切:平成 28 年 6 月 14 日(火)

※注意 昨年度の出展事業者は、昨年同様の商品等による出展はできません。
(ぜひ商品の新開発・改良に取り組んでください)

◎選定委員会において審査のうえ出展の可否を決定します。

★詳細については、商工会までお問い合わせください。

海外展開後押し支援事業について

京都府商工会連合会では、商工会を通じて、公募提案型による、小規模事業者等の海外販路拡大のための以下の取組を支援します。(初年度:1対象事業当たり上限 ¥300,000、3/3 支援。2 年目以降:1対象事業当たり上限 ¥400,000、2/3 支援。)

《補助対象》

(ア) F/S 調査事業

販路開拓目標国・地域におけるニーズ調査(地域を知る、市場性を知る)、対象地域内のテストマーケティングに要する費用、又は必要な専門家等の招聘に伴う費用等。

※F/S 調査とは、海外展開候補地における新規事業やプロジェクトの事業化の可能性の調査 ⇒ 投資額、採算性、市場規模の把握等(商権・著作権・特許等知的資産調査を含む)

(イ) 信用調査事業

新たな市場における契約締結に要する費用、オファー企業に対する信用調査に要する費用、又は必要な専門家等の招聘に伴う費用等。

(ウ) 翻訳事業(海外商談に係る通訳雇用費を含む)

海外からのオファー対応のための個別翻訳、翻訳体制の構築、又は当該地域における展示会の際の通訳雇用費等。

(エ) 展示会事業(出展に関する出展料・会場設営費等費用(旅費・滞在費を除く))

京都府海外経済課等の開催する展示会への出展料、展示品送料、展示会開催時の通訳料、又は会場設営費等(旅費・滞在費を除く)。

(オ) PR ツール作成事業

対象となる国・地域向けの商品カタログ、パンフレット、又は紹介 DVD 等、商品 PR 用ツール作成費。

(カ) 海外対応ネット通販(EC サイト)展開事業

海外向けホームページの開設による海外対応ネット通販事業に係る費用。

◆申込締切:平成28年6月30日(木)

★詳細については、商工会までお問い合わせください。

平成28年度京の老舗表彰の実施について



京都府では、府内で 100 年以上の業績をもつ、いわゆる老舗を顕彰し、その永年の経営努力を報奨します。

今年度は、大正5年6月19日以前に創業し、現在にいたるまで継続して経営を続けてきた企業が対象となります。

◎申請の受付 平成 28 年 6 月 15 日(水)

お問合せ 京都府商工労働観光部染織・工芸課

TEL 075-414-4864

FAX 075-414-4870

【売れる仕掛けづくり】

販売促進マーケティングセミナー



DMをまだ実践されていない方、DMを実践しているが効果が伸び悩んでる方向けにDMとは何か? という初歩の内容から説明します。

『ゼロから始めるダイレクトメールのいろは』

- 開催日時 6月7日（木） 14時～16時
- 会場 ガレリア亀岡 亀岡市余部町宝久保1-1
- 定員 50名（定員になり次第締め切りとします。）
- 参加費 無料
- 講師 片岡潤哉氏
- お問合せ先 日本郵便株式会社京都北営業統括本部
電話 0773-22-3131

全国育樹祭 式典行事

第40回全国育樹祭の式典行事が、平成28年10月9日（日）

南丹市日吉町 「府民の森ひよし」で開催されます。当日は、

「おもてなし広場」を設け、展示コーナー及び売店の出展者を

募集します。 ☆参加申込み等は、詳細が決定しだい、

南丹市HPでお知らせいたします。

消費税の軽減税率制度が導入されます

軽減税率制度の導入時期	平成29年4月1日（消費税率の引き上げと同時）
消費税率等	標準税率は10%（消費税率 7.8% 地方消費税率 2.2%） 軽減税率は8%（消費税率 6.24% 地方消費税率1.76%）
軽減税率の対象品目	① 酒類・外食を除く飲食料品 ② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

帳簿及び請求書等の記載と保存	<ul style="list-style-type: none"> ・対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理(区分経理)を行っていただくこととなります。 ・仕入税額控除の要件は、現行「帳簿及び請求書等の保存」(領収書や納品書・レシート等も含む)ですが、軽減税率制度導入後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等の保存(適格請求書等・いわゆるインボイス制度、平成31年4月から導入)が要件となります。
税額の計算	<ul style="list-style-type: none"> ・売上げ及び仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。 ・区分経理が困難な事業所の方には、経過措置として売上げに係る税額(売上税額)又は仕入れに係る税額(仕入税額)の計算の特例があります。

◇飲食料品の取扱い(売上げ)がない場合や、免税事業者など、すべての業者に影響がありますので、軽減税率制度への対応が必要です。

贈答品の食品や、会議、接待時の茶菓の購入などは、軽減税率の対象となり、納税額の計算に影響します。

また、取引先から新しい記載ルールに基づいて請求書等の発行が要求されたり、免税事業者も「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに合計した対価の額」を記載した請求書等を求められることがあります。

詳しい情報については、国税庁ホームページ www.nta.go.jp 内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

軽減税率対策補助金のご案内



消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。

申請書と証拠書類(内訳の分かる支払の証拠書類(領収書や請求書)、製品の証明書など)で申請ができます。また、申請は、随時受付を行っています。

レジ・導入型 複数税率対応の機能を有するPOS機能のないレジを対象機器とし、その購入費用	レジ・改修型 複数税率非対応のレジを、対応レジに改修する場合の費用	モバイルPOSレジシステム 複数税率対応のレジ機能サービスをタブレット・PC・スマートフォン等の汎用端末とレシートプリンタを含む付属機器を組み合わせるレジとして利用する場合の費用	POSレジシステム POSレジシステムを複数税率に対応するように改修または導入する場合の費用
--	---	---	--

☆これらの導入パターンのすべてが補助金の対象となります。
 (複数税率対応レジの導入支援(A型))

概要	複数税率に対応するレジの新規導入や、既存レジの複数税率対応のための改修を支援します。(レジには、POS機能のないレジ・モバイルPOSレジシステム・POSレジシステムなどを含みます)
補助率	① 導入費用が3万円未満の機器を1台のみ購入する場合 3/4 ② 導入費用が3万円以上の機器 2/3 ③ タブレット等の汎用機器 1/2
補助上限額	レジ1台あたり20万円。さらに、新たに行う商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、1台あたり20万円を加算。複数台を導入する場合は、1事業者あたり200万円を上限。
補助対象	●レジ本体 ●レジ付属機器(レシートプリンタ、クレジットカード決済端末など) ●機器設置に要する経費(運搬費を含む) ●商品マスタの設定費用 ※リースの場合も対象です。また、具体的な対象機種等は、ホームページで公表します。 なお、型番リスト以外のレジの導入・改修は対象外となりますのでご注意ください
申請手続	基本的には、申請書数枚と証拠書類で申請が可能です。また、申請者自身による申請に加え、ホームページで公表する一部のメーカー・販売店・ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。
申請期間	平成29年5月31日まで(機器導入後または改修完了後60日以内) ※平成29年3月31日までに、導入・改修等が完了していること。

*また、電子的な受発注システムに、複数税率に対応するための改修・入替を行う補助金(受発注システムの改修等支援(B型))もあります。

※申請に際しては、公募要領及び申請の手引きを必ず参照して下さい。

※詳しくは、下記、軽減税率補助金事務局もしくは、レジメーカーにご確認ください。

本補助金の詳細については、ホームページをご確認ください。随時更新されます。

軽減税率対策補助金事務局 <http://kzt-hojo.jp/>

お電話でも問合せを受け付けています。

軽減税率対策補助金事務局 コールセンター

(受付時間:9時~17時(土・日・祝除く)/通話料有料)

0570(081)222 (IP電話等からの番号03(6627)1317)

株式会社エーワンスプリングが京都府より 「知恵の経営」認証(更新)を受けられました!

この度、平成28年3月31日付けで株式会社エーワンスプリング(南丹市園部町)が京都府より「知恵の経営」認証を受けられました。

今回で2度目の「知恵の経営」認証(今回は平成23年6月に認証)となりますが、「知恵の経営」認証の更新(認証の有効期間は2年間)へ取り組む会社は、京都府全体でも特に少ないのが現状です。そのような中で、前回より継続して実施されている取り組みについて、今回その結果検証をはじめ現在まで継続して実施されている取り組みの振り返りと今後の事業展開についてまとめた「知恵の経営報告書更新版」を作成されました。前回も含めて今回更に成熟・進化・成長(レベルアップ)されている取り組みについても認められ、京都府から高い評価を得られました。

4月28日には、京都府南丹広域振興局 副局長より「知恵の経営」認証書の正式な交付・授与が執り行われました。西村社長の経営者としての熱い「想い」と従業員・取引先など南丹地域を含めた関係先全ての皆さまへの「感謝」の気持ちを改めて述べられていました。

おめでとうございます!



日本天鷲絨工業株式会社が京都府より 「知恵の経営」認証を受けられました!

この度、平成28年3月31日付けで日本天鷲絨工業株式会社(南丹市園部町)が京都府より「知恵の経営」認証を受けられました。

今回が初めての「知恵の経営」認証となりますが、京都府が推奨している「知恵の経営」において京都府内の中小企業の中でも、実際に認証を受けられている会社は数少ない状況です。

今回の「知恵の経営報告書」作成によって、自社の経営方針や方向性が定まり、従来より継続して実施されている取り組みについても新たな気づきが得られたり、振り返りが出来ていること、新たに事業展開する取り組みを着実にやっていること、今後も更なる進化・成長(レベルアップ)に向けた前向きな取り組みが期待されることが認められ、京都府から高い評価を得られました。

4月28日には、京都府南丹広域振興局 副局長より「知恵の経営」認証書の正式な交付・授与が執り行われました。藤本社長の経営者としての熱い「想い」や新たな取り組みに懸ける今後の意気込みとともに南丹地域を含め関係先全ての皆さまへの「感謝」の気持ちを改めて述べられていました。

おめでとうございます!



事業主の皆様へ！

平成28年度労働保険料（労災保険・雇用保険）の
申告納付期間は、6月1日～7月11日（土日祝は除く）です。
お早めにお手続きください。

今年も労働保険料の申告納付の時期がまいりました。

『労働保険概算・確定保険料・石綿健康被害救済法一般拠出金申告書』により、
7月11日までに申告納付をお済ませください。

なお、申告・納付には、便利な電子申請や口座振替による納付をご利用ください（28年度1期保険料の口座振替登録は終了しました。28年度2期納付以降から利用できます）

お問合せ先

京都労働局総務部労働保険徴収課
〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451
TEL 075-241-3213
FAX 075-241-3233



南丹市商工会では、労働保険の事務委託を
承っております。お気軽にご相談ください。
（お問い合わせ・ご連絡先）

労働保険事務組合南丹市商工会

Tel0771-42-5380

キャリアアップ助成金等のご案内

*キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者（以下「有期契約労働者等」という）の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、これらの取組を実施した事業主に対して助成をするものです。

本助成金は次の3つのコースに分けられます。

- I 有期契約労働者等の正規雇用労働者・多様な正社員等への転換等を助成する「正社員化コース」
- II 有期契約労働者等に対する職業訓練を助成する「人材育成コース」

- Ⅲ 有期契約労働者等の賃金テーブルの改善、健康診断制度の導入、賃金テーブルの共通化、短時間労働者の週所定労働時間を社会保険加入ができるよう延長することを助成する「処遇改善コース」

***キャリア形成促進助成金**

雇用する労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職務に関連した専門的な知識及び技能の普及に対して助成する制度です。

助成メニューは以下の4類型です。

I 雇用型訓練コース

- (1) 特定分野認定実習併用職業訓練（建設業、製造業、情報通信業が実施する厚生労働大臣の認定を受けたOJT付訓練）
- (2) 認定実習併用職業訓練（厚生労働大臣の認定を受けたOJT付訓練）
- (3) 中高年齢者雇用型訓練（中高年齢新規雇用者等を対象としたOJT付訓練）

II 重点訓練コース

- (1) 若年人材育成訓練（雇用締結後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練）
- (2) 熟練技能育成・承継訓練（熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練）
- (3) 成長分野等・グローバル人材育成訓練（成長分野や、海外関連業務に従事する者に対する訓練）
- (4) 中長期的キャリア形成訓練（厚生労働大臣が専門実践教育訓練として指定した講座）
- (5) 育休中・復職後等人材育成訓練

III 一般型訓練コース

- (1) 一般企業型訓練（雇用型訓練コース・重点訓練コース以外の訓練）
- (2) 一般団体型訓練（事業主団体等が行う訓練）

IV 制度導入コース

- (1) 教育訓練・職業能力評価制度（従業員に対する教育訓練か職業能力評価を、ジョブ・カードを活用し計画的に行う制度）
- (2) セルフ・キャリアドック制度（一定の要件を満たしたセルフ・キャリアドック制度を導入し実施した場合に助成）
- (3) 技能検定合格報奨金制度（技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度を導入し、適用した場合に助成）
- (4) 教育訓練休暇等制度（教育訓練休暇制度又は教育訓練短時間勤務制度を導入し、適用した場合に助成）
- (5) 社内検定制度（社内検定制度を導入し、実施した場合に助成）
- (6) 事業主団体助成制度（従業員に対し、教育訓練か職業能力評価を行う構成事業主の支援及び業界検定・教育訓練プログラムの開発を実施した場合に助成）

※このほかにも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

★助成金額等詳細については、京都労働局、ハローワークにお問い合わせください。



南丹市内の中小企業を 南丹市商工会は ながく つよく さぽ~と します!!

挑戦を サポート

創業や経営革新の支援をサポートします。
新規創業や再チャレンジ・第二創業・農商工連携・経営革新・
知恵の経営等に前向きな企業の「挑戦」を支援します。

進化を サポート

質の高い経営・効率の良い経営に向けて、低コスト対策・技術
向上・従業員教育等に前向きな企業の「進化」に対して支援し
ます。また、ホームページなどの作成支援もします。

安心を サポート

わずらわしい労働保険事務の手続き、記帳機械化代行・記帳指
導、PL 保険、小規模企業共済、倒産防止共済のほか、事業主
や企業に役立つ各種共済制度の提案や、決算・確定申告・税務
手続きに対し「安心」を支援します。

躍進を サポート

後継者の育成や事業承継の支援のほか、講習会・講演会の開催
を通じて必要な知識の習得や個別指導を通じて企業の「躍進」
を支援します。

もっと サポート

最新の経営に関する施策の各種情報を分かりやすい内容で発
信します。また、企業商品の販路開拓を目指し、各種展示会や
物産展の情報を発信すると共に観光資源についても「もっと」
支援します。

ずっと サポート

事業に必要な資金（融資）の相談をはじめ、経営診断、経営危
機に対しての経営安定相談など「ずっと」支援します。

編集後記

現代病といわれる「花粉症」は商工会の職員も例外ではありません。確定申告時期の2月頃から“すぎ”が始まります。続いての登場は“ひのき”、今頃はなぜか“いね”が原因しているとみられています。併せて“ぶたくさ”“よもぎ”なども順次出てくるようですね。幸い昔人間の私にはあまり影響がありませんが、アレルギーの検査もあるようですから、自分は何に反応するのかを的確に判断し適切な対応を心がけたいものです。商売も同じだと思います。外的要因、内的要因を把握し経済力と技術力でこの不透明な時代を乗り越えたいと思います。現状維持から、反省を行いながら前を向いて何か始めましょう。 ふ